

内閣府告示第二百三十号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等

一 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する内閣総理大臣が定める程度は、一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が五あることとする。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。

二 令第一条第一項の規定により第一号に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

イ 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であつて、住居の滅失した世帯の数が五以上の市町村が三以上存在するもの（第一号に定める程度以上の災害を除く。）。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。

ロ 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であつて、災害救助法（昭和二十二年法律第一百零八号）第二条第一項の規定による救助（以下「救助」という。）が行われたもの（第一号及びイに定める程度以上の災害を除く。）。ハ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が二以上ある

もの（第一号並びにイ及びロに定める程度以上の災害を除く。）。
三 令第二条に規定する内閣総理大臣が定める給付金は、次の各号に掲げるものとする。

イ 災害救助法第十二条の規定により支給される扶助金

ロ 警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）第四条の規定により支給される賞じゅつ金

ハ 消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）第五条の規定により支給される賞じゅつ金

ニ 賞じゅつ金に関する訓令（昭和三十八年防衛庁訓令第十五号）

四 令第七条第一項に規定する内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、次に掲げる場合とし、その場合における災害援護資金の限度額は、それぞれの場合に定める額とする。この場合において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合のロの(2)の適用については、「百七十万円」とあるのは、「二百五十万円」とする。

イ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。）第十条第一項第一号に掲げる被害があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
(1) 法第十条第一項第二号に掲げる損害がない場合 百五十万円
(2) 法第十条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合 二百五十万円
(3) 住居が半壊した場合（被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合を除く。） 二百七十万円

ロ 法第十条第一項第一号に掲げる被害がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
(1) 法第十条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲

げられたもの（第一号及びイに定める程度以上の災害を除く。）。ハ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が二以上ある

げる住居の損害がない場合 百五十万円

(3)(2) 住居が半壊した場合 百七十万円

住居が全壊した場合（住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合及び被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分をとり壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合を除く。） 二百五十万円

五 令第七条第二項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市町村長が特に必要と認めた場合とする。

イ 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前一年以内に法第十条第一項の被害（自然災害以外によつて生ずる被害で、これに相当するものを含む。）を受けた場合

ロ 当該被害の原因となった災害により世帯主が死亡した場合又は世帯主が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条に規定する障害者となった場合

ハ 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合

ニ 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合